

スクール・セクシュアル・ハラスメントについて ——T市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策——

中京大学法科大学院 教授
柳本 祐加子

I はじめに

スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下「SSH」とする）に関しこれまで考察を続け、たとえばその法的対応について既に被害児童・生徒への聞き取りを司法手続きの流れの中に適切に位置づけた上でなされる必要があること、そのために被害児童・生徒への聞き取りや調査の段階で学校や教育委員会は、児童虐待対応において実施されていると同様の警察や検察も含む関係機関連携を行う必要があることを指摘した⁽¹⁾。

2018年6月、愛知県T市内公立学校教諭の児童に対する性暴力事件を知り、この事件を可能な範囲で調べる中で、改めて様々な問題点を見出すに至った。それは、上述した指摘の他、同一人物による同種事件の再発防止策、処分のありかた、といった問題である。それを本稿において検討し、改めてSSH対策を提示してみたい⁽²⁾。

II 本事件から見える児童・生徒に対する教員による性暴力事件に対する対応について

1. 事件発生から民事裁判提起までの流れ

本事件は特別支援学級の女子児童の裸体を撮影したもので、その発生は2014年秋。2016年に教諭逮捕、同年冬懲役1年8月、執行猶予3年の判決があった。ところがこの事件の発覚前既に当該教諭による児童・生徒に対する性暴力事件が3件発生していた。

（あ）2012年の事件：2012年夏に前任中学校における女子生徒の身体接触。この案件を学校が調査したところ、当該生徒と当該教諭の主張に接触箇所に関し食い違いがあったものの、学校は市教育委員会に非違行為報告書を一旦提出した。けれども市教委によれば、双方の主張に食い違いがあるため身体接触の認定は困難、被害生徒保護者が事態収集を希望しているなどを理由として非違行為報告書を学校が取下げた。そのため市教委は県教委に非違行為報告書を提出しなかった。その一方で市教委は県教育委員会に対しトラブルとして情報提供した。

当該教諭はその直後からその年度末まで休職し、2013年3月特別支援学級に着任。この人事について市教委は、休職明けの当該教員にとって通常学級の勤務は負担が大きいかと説明している。

（い）2014年の事件：2014年に上述の裸体撮影事件が発生。

（う）2016年の事件：同校児童にキスをしたという相談があり、その後捜査が開始されたが不起訴。

この捜査中に2014年の事件が発覚し起訴され上述の通りの判決が出された。

(え) 2017年の損害賠償請求の訴えの提起：2016年の事件被害児童の保護者は、こうした一連の事件発生までの経緯を見て、市教育委員会と学校は当該教員が性加害を起こすことを予見可能であったにも関わらずその防止を怠った安全配慮義務違反の責任があるとして、市に対しその損害賠償を求める訴えを提起した。

(お) 2018年における当該民事裁判の判決

当該教員の前任の中学校で女子生徒と二人きりの状態で身体接触をしたと市教委は認定できたとし、「当該教員が性的な行為に及ぶ危険性があり、小学校に赴任するときも性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見できた」と指摘。その上で「当該教員が赴任する小学校長に対し女子児童と二人きりにならないように配置を検討するよう指導すべきだったと、市教委の安全配慮義務違反を認めた。小学校については、当該教員の前任校での行為を知らされていたとはいえないとして責任を認めなかった。このように市の安全配慮義務違反を認めたが、被害児童側と当該教員との間で示談が成立していることを理由に請求を棄却した。⁽³⁾

2. 本事案に関する検討

1に記した事件の流れを見ると、学校（教育機関）による事件調査の方法、教育機関内（事件の発生した学校と教育委員会）の事件情報の共有方法、人事配置に関する配慮、事件発生可能性に関するアセスメント、加害者本人と被害者（側）との示談成立が国賠訴訟における具体的な賠償責任に与える影響、再発（反復）防止のための措置等を考察すべき問題としてあげることができる。以下順次検討してみたい。

(1) 学校（教育機関）による事件調査の方法について

1（お）で紹介した判決冒頭に、前任中学校における身体接触を市教委は認定できたはずだという下りがある。学校による調査では被接触箇所について当該教員と被害生徒の主張に食い違いがあることが判明し、その後学校が市教委に対し非違行為報告書を市教委に提出したところ、市教委は身体接触の認定は困難であるとして本報告書を受理しなかったという事情があったようで、この判決文の箇所はそれを前提とする記述であろう。

被接触身体箇所によっては強制わいせつなどの犯罪に該当する可能性がある事件である場合に、警察等との連携を実施した上で慎重に事実調査をしたのかどうか明らかではないが、もしこのような手法で調査をしなかったとすれば、この点にまず問題があるといえる。既に別稿で指摘した通り、可能性のある後日の公判を想定した上で、特に被害者であるこどもの話の聞き取りを法的に意味のあるものとして保存可能な手法によって実施する必要があるからである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

(2) 教育機関内（学校と教育委員会との間）の情報共有について

おそらく学校は、被接触身体箇所に関する被害者と加害者の主張に食い違いがあったとしても、身体を接触したこと自体を不適切な行為であると判断し、市教委に非違行為報告書を提出したのであろう。しかしその事実の認定は困難として学校が取下げたというのが市教委の理解である。このような場合、たとえば再調査を学校に対して命じるとか、市教委が調査をするといった措置をとる

方法はないのであろうか。

判決は、身体接触を市教委は認定できたはずだとしているところを見ると、上記の市教委の理解とは異なり、市教委が事実を認定できなかったから非違行為報告書を受理しなかったという理解も可能である。この理解を前提とすれば、やはり再調査を実施するなどして事実の認定をする必要があったのではないか。非違行為報告書の根拠となる事実認定に問題がある場合に、非違行為報告書を取り下げるあるいは受理しないという対応だけでよいものか。一般的な事案対応のレベルにおいて検討する必要があるのではないか。⁽⁷⁾

(3) 人事配置に関する配慮

当該教員は2012年の事件発覚後の休職後、通常学級勤務は負担が大きいことを理由に特別支援学級に配置された。既に新聞紙上でコメントした通り⁽⁸⁾、特別支援学校において求められる教員の力量は決して通常学級より低くてよいはずはない。また、身体援助が求められることがありうることを想定すれば、不適切な身体接触をしたことのある教員をそのまま－その身体接触がなぜ不適切なのかを理解し、同種行為を繰り返さないための学習（研修）機会を与えられることもなく－配置することは問題である。

(4) 事件発生可能性に関するアセスメント

市教委が県教委に対して、学校が取下げた非違行為報告書記載内容を「トラブル」として情報提供した理由は定かではない。けれども当該教員の今後の状況を見守る必要がある（当該教員は要注意人物である）と判断したからだと推測も成立可能である。そうだとすると市教委は着任校に対しても同様の情報提供をし、再発防止のための方策を共に検討すべきだったのではないかとはいえる。⁽⁹⁾

他方着任校において、当該教員が児童を膝の上に乗せたとか、少し児童との距離が近いのではないかといた声がか校内にあったという。2012年の事件発生情報の提供がなかったとしても、そうした声がかかる状況が、場合によっては児童に対する性暴力の実行に及ぶ可能性もあることを想定した上で、当該教員に対し介入する必要もあったのではないか。

スクール・セクシュアル・ハラスメント被害者支援活動の実践は、加害者は加害を繰り返す傾向があること。被害者の好意や信頼を得る過程を経ながら性暴力の実行に至ること。こうしたことは踏まえるべき認識であることを教える。これは被害者支援活動実践者たちが折りに触れ社会に向け、教育関係者に向け発信していることである。けれども今回の事例を見ると、事件が発生する場である学校現場に届いていないことがわかる。被害者支援の実践が教える性暴力事件発生のメカニズムを教育関係機関全体で共有できる仕組みが必要だろう。

(5) 加害者本人と被害者との示談成立と国賠訴訟における具体的な賠償責任

市教委の安全配慮義務違反は認められるものの、市教委と加害教員の責任は不真正連帯債務の関係にあり、加害教員の被害者との示談に基づく弁済により当該債務は消滅したので、その賠償責任は生じないと判断した。⁽¹⁰⁾

確かにこの法律構成は間違っていない。けれども本件の場合、市と当該教員の責任の位置づけは異なる。当該教員の責任は、市に求められたと同様の学校という教育の場の安全を確保する義務

(職務)の遂行行為ではなく、児童の安全を破る行為によるものだからである。今回の判決は当該教員と市の責任が一体のものであるとの認識を示しているようにも見える。そうだとすると、これは原告が提起した本件性暴力事件をめぐる様々な当事者の責任のあり方の問題に応答できているといえるであろうか。再考の余地があらうと思われる。

(6) 再発(反復)防止のための措置

当該教員は2014年の事件で逮捕起訴され執行猶予付きの有罪判決を得た後、懲戒免職処分を受けた。これは、2012年、2014年そして2016年のいずれの事件についても、当該教員はその行為の意味を学ぶ、自省し繰り返さないというこれらの目的を実現するための教育指導を受ける機会が与えられていないことを意味するように見える。現状では、懲戒免職処分を受けた者に対する教育指導実施義務は教育委員会にはない。また当該教員は単なる執行猶予を得ただけであるので社会内処遇として教育指導の機会も得られない。

昨年2017年文科省が懲戒免職処分を受けた者の教員免許情報を一括管理するシステムの導入を決定し⁽¹¹⁾それに対する予算措置を得た。このシステムには、免許失効を秘匿して他の自治体の教員となることを防ぐことが主に期待されている。すると当該教員のような児童・生徒に対する性暴力加害を行い懲戒免職処分を受けた者が再び教職につくことはおそらく皆無に等しくなることであろう。したがって上述のような教育機会を得られない者が公教育に復帰することはないのでこの領域における安全は確保されることになるとも考えられる。

ところでこの免許管理システムは、学校教育現場からこのような人物を排除するのはよいことだという認識を前提として作られた制度であろう。排除された人々はしかしながらこの社会に、上述したような教育機会を与えられることなく存在し続ける。先に指摘したように、こどもに対する性暴力加害は繰り返される傾向があることを踏まえると、そうした行動を修正できないままこの人たちがこどもと接触する職業につき、また同種事件を繰り返す可能性は否定しきれない。学校教育現場から排除できればよいのだという認識は、社会のこどもたち全般の安全確保の観点から考えたとき、公平であるといえるだろうか。加害者の行動修正教育受講機会確保や、再発防止のための援助対策などの制度構築に向けた検討が必要なのではないか。

現在の懲戒免職処分相当の事例について、その一つ手前の停職処分とし、教員の身分を維持させた上で上記の教育指導を教育委員会等が責任を持って実施する。教育指導終了後、その到達度に応じ改めて当該教員の処遇を決める。教育現場に復帰させる場合、再発防止のための措置を講じ、必ず適切なモニターを実施する。こんなこともありうる一つの方策ではないか。⁽¹³⁾勿論これは現在の事案対応基準や処分基準と相容れないものである。けれども行動修正教育の必要性や社会のこどもの安全確保の観点からは、このような発想が許される場合もあるのではなかろうか。この是非も含め様々な対応方法が今後積極的に検討される必要があることは確かである。いずれにせよ「ここにいてほしくない人をここから追い出す・追い出せばよい」的な現行制度の見直しは必至であると考え⁽¹⁴⁾る。

(7) 被害者支援のための社会資源の活用、事件公表時の配慮など

本件においてその活用が検討されたのかどうか不明であるが、学校事故被害者としてスポーツ振

興センターの災害共済給付申請手続きや、犯罪被害者として犯罪被害者給付金給付裁定申請手続きに向けた支援もあってしかるべきであろう。被害者（側）自身による民事訴訟の提起による損害回復のみならず、被害者のための支援給付制度が同種案件においても活用できるはずだからである。

また、事実調査開始後の被害相談者の安全確保、心身のケア、学習支援などに関する配慮、性暴力事件発生が学校全体に知られるに至った場合の、児童・生徒、その保護者に対する精神的なケアも含む対応。こうした措置も必要である。

3. 事案への（教育機関の）対応として必要なこと

2までにおける考察から得た、事案への対応として必要であると考えられる事項5点を以下に示す。

- ① 被害者の安全や心身のケア、学習支援等と共に事実調査を多機関連携を図った上で実施すること。
- ② 加害行為が認められた場合その加害者に対する再発（反復）防止のための教育指導を実施すること。
- ③ 加害者が教育現場に復帰する場合、学校と教育委員会、その他適切な社会資源保持者や保持機関との間で情報共有を図りながら、再発（反復）防止の措置をとること。
- ④ 災害共済給付金制度や犯罪被害者給付金制度など、社会に存在する被害者に対する支援制度活用に向けた支援を教育機関が実施すること。
- ⑤ 事案発覚、公表時に当該学校児童・生徒、保護者に対し適切な対応を実施すること。

III むすび

教員による児童・生徒に対する性暴力事件は、発生し続けている。それにもかかわらず事実調査や、こどもに対する聞き取りの問題等、いまだ解決されないままの課題が存在する。この状況を一刻も早く解消するため、本稿では現行運用原則とは異なるものも含めいくつかの提案を示した。今後の対策検討の参考となれば幸いである。

教育機関における性暴力対策のあり方を問う本件訴訟を提起された原告側の方々への敬意と感謝、本件を考えるきっかけを与えてくださった方々への感謝、そして、性暴力に巻き込まれることもの人数の減少の願いを表しつつ、本稿を閉じる。

- (1) 柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメントの法的課題—相談・被害者供述をめぐる法的問題・被害者支援体制に関する考察—」『日本教育学会特別研究課題スクール・セクハラ問題の総合的研究』1頁～11頁（日本教育学会2017年5月）。
- (2) 最近も教諭の児童・生徒に対する性暴力事件の発生が報じられていること、また自民党政務調査会司法制度調査会『司法制度調査会提言～誰一人取り残さない日本を目指して～』（2018年）にも教育現場等における性暴力への対応が課題として書き込まれた（同提言8頁～9頁）といった状況に照らし、今後の政策レベルにおける検討の前提となりうるメモのようなものとしてであれ記して

おく意味があるだろうとの意図から執筆する次第である。

- (3) 「教員わいせつ行為「予見できた」 T市側の過失認定 地裁支部 【名古屋】」朝日新聞2018年6月30日。
- (4) 前出注(1) 柳本祐加子参照。
- (5) 小学校児童の教員からの強制わいせつ事件において、その保護者が警察から、記憶がぶれる可能性があるため被害調書を取るまではこどもと事件について話さないように言われたことが記された報道記事がある。これは学校と少なくとも警察が連携し、司法面接などの手法を用いてこどもへの聞き取りを実施したことを窺わせる。(「担任からの性暴力、娘の心の傷 その年のこと「忘れた」」朝日新聞2018年7月27日)。
- (6) 前出注(2) 自民党政務調査会司法制度調査会・9頁も、この種の案件調査において多機関連携を図った上で実施すべきだとする。
- (7) 事件の流れの中に記したように、市教委は非違行為報告書を受理しなかった一方で、トラブルがあったという情報は県教委と共有したらしい。この市教委の対応やその根拠は不可解であるとの印象を拭えない。
- (8) 「前任校での問題行為把握 市教委、処分せず」中日新聞2018年6月26日。
- (9) 「女児わいせつ訴訟、市の責任指摘 T市教委「重く受け止め」／愛知県」朝日新聞2018年6月30日によれば、判決を受けて市教委は「判決内容を踏まえ、教員によるトラブルの調査方法、異動先への引き継ぎの仕方、指導のやり方を見直したい。」としつつ「トラブルのあった教員を後に犯罪を犯すことを前提に管理はできない。難しい問題だ」と話した。この主張にはもっともであるといえる側面もある。他方児童・生徒の(性的)安全確保の観点から見ると、性加害が起りにくい環境整備をすることも必要である。そしてこれは児童・生徒の安全を確保すると同時に、注視される教員を守ることにもなる。当該市教委に、事態を見る観点を児童・生徒の安全確保の方向へ移した上で対策を検討することを提案したい。
- (10) 前出注(3) 朝日新聞。
- (11) 「わいせつ教員、処分歴を共有、文科省が仕組みづくり」日本経済新聞2017年9月6日。
- (12) 今年2018年春時点では、当該システムは2030年稼働予定ということであった。
- (13) 懲戒免職となった当事者が起訴され実刑判決を受けた場合に効果的な矯正教育が受けられるか、その後の社会内処遇はどうであるか。懲戒免職となった当事者が起訴され無罪となった場合。本件のように懲戒免職となった当事者に執行猶予が付されたのみの場合等々に応じ、加害者対応の課題は様々存在する。今年2018年に国家公務員のセクシュアル・ハラスメント事案の発覚が政府の本問題への対応を問題視させるに至った経緯により、現在内閣府男女共同参画局・女性に対する暴力専門調査会において、異例の会長声明が出されるなどセクシュアル・ハラスメントに関する審議が行われている。大変歓迎すべきことであるが、これまでのところ加害者対応については取り上げられていないように見える。加害者への対応も重要な課題として審議が行われることを願う。これはDV対策においてもまったく同様である。
- (14) 前出注(11) 柳本祐加子コメント参照。

【追記】

脱稿後本判決が、当事者氏名や詳細な事実等を伏せた上でLEX / DB インターネット TKC 法律情報データベース（文献番号25560791）にアップされた。被告市の責任に関する判断の部分の要約紹介と、損害賠償債務に関する若干の検討を以下に記す。（データベース上裁判年月日は平成30年6月9日とされているが、同年同月29日の誤りと思われる。）

1. 市の安全配慮義務違反について

前任校で女子生徒の身体接触をしたことを事実として認定できる状況にあったので、当該教員が「女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶ危険性が具体的にあったといえる。」その上、当該教員が休職したため前記被害女子生徒も含め他の「女子生徒との接触を禁ずるなどの適切な指導監督を継続的に行っていないので前記危険性が解消されたと認めることもできない。」これらの事情から市教委は当該教員が赴任する際に「女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができた。」なお女子生徒側が事態の収束を望んだとしても、当該教員の適性或生徒の安全の問題であるので可能な限り事実調査を行った上で必要な対応を実施すべきであった。そして当該教員の復職にあたり、着任先小学校の児童の安全を守るため、前記女子生徒に対する身体接触の事実を着任先小学校の監督者に引き継ぐ必要があった。「本件教育長としては、当該教員が赴任する際校長に対し前記女子生徒の身体接触の具体的な事情を説明した上で、当該教員が女子児童と二人きりにならないように、その配置を検討し、十分に監督するよう指導を行うべきであった。」具体的には当該教員を担任から外すなどの措置をとることにより、本件わいせつ行為の発生を回避できた。このように本件教育長には、赴任先校長への事情説明、当該教員の適切な監督指導を怠った安全配慮義務違反があった。

2. 損害賠償債務について

（1）判決要約：本件教育長の1. で示した安全配慮義務違反は、本件わいせつ行為による精神的苦痛と相当因果関係を有するものとして損害賠償義務を発生させる。そしてこれは当該教員の原告に対する不法行為に基づく損害賠償債務と同一の損害に向けられた債務であり、両者は不真正連帯債務の関係に立つ。当該教員は既に示談によって原告に対する上記債務を弁済したので、被告の原告に対する上記各債務は弁済の絶対的効力によって消滅した。

（2）若干の検討：市教委の過失を性暴力防止措置を怠った安全配慮義務違反とするならば、加害教員の損害賠償債務との法律関係は判決の示す通りとも考えられる。ところで原告は市教委に対し、被害後学校に不信感を抱きながら通学せざるをえなかった精神的苦痛の賠償も求めたが認められなかった。被害発生を知った時点で市教委や学校には被害児童・生徒に対する事後措置—心身のケア、学習支援など—が発生する。その中には本件被害児童が抱いた学校への不信感を払拭し信頼回復のための措置も含まれると考えることが可能であり、寧ろ必要である。そうだとすればこの事後措置を怠ったために通学困難という精神的苦痛に対する賠償責任を被告市に認めることが可能となる。本判決は性暴力防止義務について積極的に判断していると見える一方、事後措置についてはあまり関心がないように見える。組織内で発生したSH や性暴力発生後の被害者支援を中心とする事後対策も重要な必須事項である。いずれにせよ防止、調査、事後措置等様々な場面における対策や措置

について一定の規範となるべきものが必要である。